

多治見市教育基本計画

(呼称)

『たじみ教育生き生きプラン』

計画の全体像

- 基本構想 2 頁
 - 1 計画の基本的事項(策定主旨/位置付け/計画期間)
 - 2 めざす子ども像
 - 3 目標
 - 4 基本方針
- 基本施策 4 頁
- 施策・実施事業 5 頁
 - 施策 - 実施事業 - 市・学校の取組/家庭の役割/地域の役割
- 計画の進め方 11 頁
- 資料(委員会の活動内容/討議課題集 等) (略)

□ 基本構想

1 計画の基本的事項

(1) 策定趣旨

将来の多治見のまちづくりを担う元気な子どもを育むために、家庭、地域及び学校それぞれが役割を果たして、「多治見の教育」に取り組む必要があります。

そこで、多治見の教育の方針を示し、家庭、地域及び学校の力を合わせてこの計画を推進します。

(2) 位置付け

この計画は、多治見市第6次総合計画(平成20～27年度)を上位計画とし、また、「多治見市子どもの権利に関する計画(平成18年8月)」、「たじみ子ども未来プラン(平成17年3月)」、「多治見市地域福祉計画(平成16年3月)」等の関連する計画との連携・整合を図ります。

(3) 計画期間

この計画の対象期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。なお、前期5カ年度目の平成24年度に前期取組の検証及び後期実施に向けて計画を見直します。

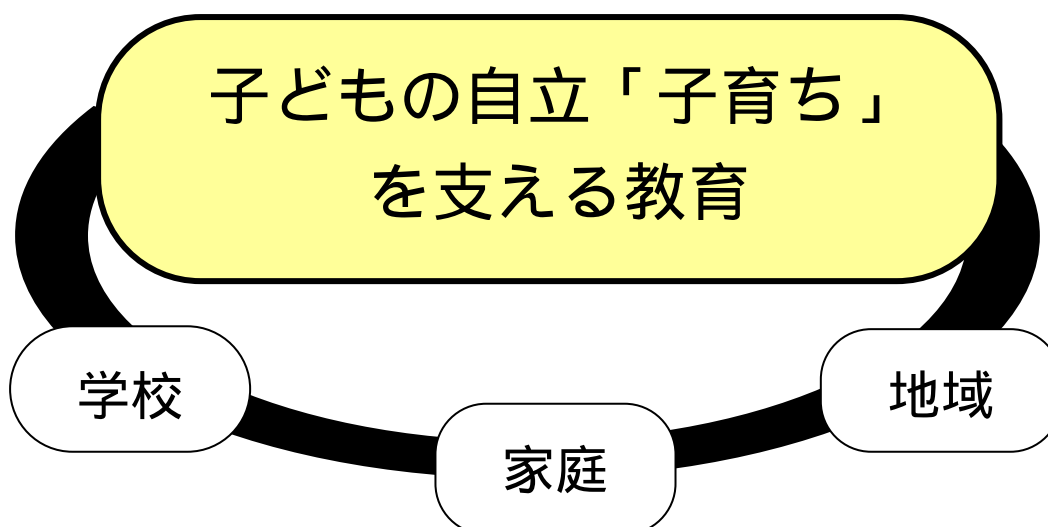
2 めざす子ども像

教育の究極の目的は、「人格の完成」であり、小中学校ではゆるやかにかつ確実にその目的を実現するための教育を実践するものです。

多治見では、自立していくための「力」を身に付け、元気で明るい社会を創る子どもになるよう支援します。

3 目標

子どもの自立「子育て*」を支える教育を、学校、家庭及び地域のみんなの力を合わせて実現することにより、未来を創る人をはぐくむことを目標とします。



* 子育て

その子らしさを発揮しながら、たくましく生きる力を身につけて育つこと。

4 基本方針 - 目標実現に向けた多治見の教育の方向性 -

目標の実現に向けて、多治見の教育の方向性を次のとおり明示します。

<基本方針>

三つの力（知識理解力、体力、社会力）を身に付ける多治見の教育を確立します。

1 知識理解力の育成

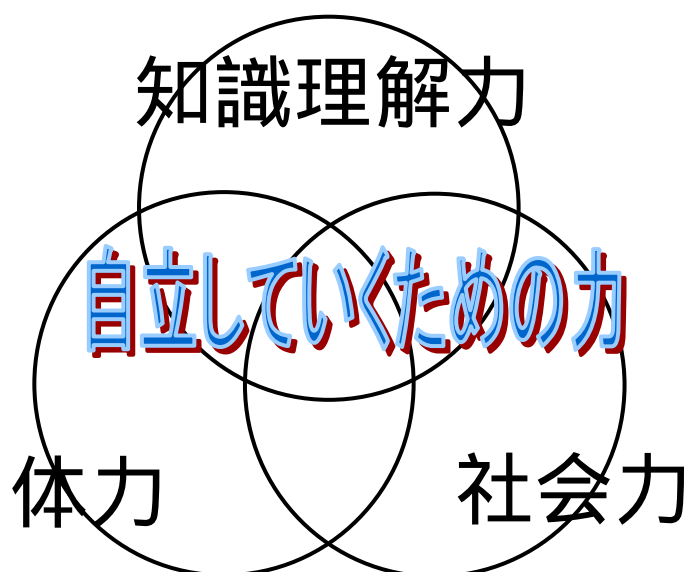
わかる喜びや、学ぶ楽しさを感じる授業を通して、知識や技術を身に付けさせ、理解力を育成します。そして、家庭学習との連携や地域における子どもの学習機会の充実などに努めることにより、知識理解力の伸長を図ります。

2 体力の育成

家庭において健康的な生活習慣の確立を促すとともに、健やかな心と体を養う教育を推進し、体力を育成します。

3 社会力の育成（自分たちで新たな社会を創造していく力）

地域や社会のルールと仕組みを学び、子ども一人ひとりが、家族や地域の一員としての自覚を持ち、役割を果たせるよう促します。



□ 基本施策 - 基本方針を具現するために重点的に取り組むこと一

基本方針に掲げる三つの力を子どもが身に付け、各学校の特色の伸張や問題・課題の解決を図るために、学校教育の質を向上させます。また、保護者や地域住民と一緒に、学校の主体性を重んじ、自律した学校運営を確立します。

また、学校を軸にして、学校・家庭・地域の子育て基盤を強固にします。

具体的には次の施策を重点的に取り組みます。

1 授業づくり

- (1) 学校は、子どもの三つの力がどのような状況にあるかを子どもの実態から把握します。
- (2) 指導方法、指導内容、教材・教具等について研究し、教師集団としての力をつけ、授業を充実させます。

2 教育環境づくり

- (1) 子どもが安心して、快適に学べる学校づくりに努めます。
- (2) 子どもの目線にたった教育活動に教職員が集中できるよう取り組みます。
- (3) 学校施設・備品を整備・充実します。

3 家庭の教育力の向上

子どもの心身の成長のための家庭教育を充実するよう、呼びかけます。

4 教育における協働

学校、家庭及び地域が、自らの問題や課題について整理・共有し、連携しながら解決に向けた手立てを講じます。

5 教育行政の充実

学校を軸にした上記の施策を推進、支援又は促進するために、次のことに教育委員会は取り組みます。

- (1) 自律した学校運営を支えるために必要とされる施策を学校とともに考え、それぞれの学校が、学校・子どもの実態に応じて活用できるようにします。
- (2) すべての子どもの状況に応じ、きめ細やかに支援します。
- (3) 各校の共通課題を整理・分析し、その解決に向けた施策を講じます。
- (4) 開かれた学校づくりや特色ある学校づくりができるよう支援します。
- (5) 教育基本計画を推進するため、事務局体制を強化します。

□ 施策・実施事業

市全体及び各学校が抱える課題を明確にし、学校・子どもの実態に応じて活用できる制度や仕組みを整備します

1 基本施策 『 授業づくり 』

< 市・学校の取組 >

施策	実施事業	推進課
1 基本的な学習・生活習慣を身に付ける取組を強化します。	学習・生活習慣向上プロジェクト* ¹ （習慣向上プロジェクトたじみプラン）に取り組みます。 習慣向上プロジェクトたじみプランを幼稚園・保育園での幼児教育に広げます。	教育研究所 子ども支援課
2 学力の基礎・基本を定着させるため、一人ひとりを大切にしたいわかる授業を実践します。	年間指導計画、単元指導計画及び学習指導案に基づいた授業を常に見直し、授業を改善します。 教科ごとの研究会及び学校内での研究会を充実します。 教育研究所の訪問指導を充実します。 スクール・チューター* ² を活用します。 子どもの声を授業づくりに反映させる方策を検討します。	教育研究所 学校教育課
3 小学校の英語活動に取り組みます。	笠原小学校の英語活動を平成 21 年度以降も継続します。 笠原型コンテンツ・ベイスト* ³ を活かした英語活動を全小学校で3年生から取り組みます。	教育研究所
4 幼児期から本に親しみ、読書習慣を身に付けるよう取り組みます。	「読書の手引き」を活用し、幼児期・小学校・中学校の読書指導を充実します。 学校図書館の蔵書を充実するとともに、多治見市共通の推薦図書を指定し、推薦図書を利用した読書指導を実践します。	教育研究所 子ども支援課
5 食育に取り組みます。	食に関する年間指導計画を各校で策定し、食育に取り組みます。 滝呂地区食育推進事業の研究成果を各校で実践します。	教育研究所 教育総務課
6 本物の素晴らしさに触れることにより、感動や喜びを体験できるよう取り組みます。	陶磁器、文化財等市内の本物に触れる体験学習を実践します。 文化芸術に関する体験学習や優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図ります。	教育研究所 学校教育課 市民文化課 文化財保護センター
7 幼児教育・小学校・中学校の発達段階に応じた心の教育を充実します。	自立心を育て、人間関係づくり(人とかかわる力)を養う教育を実践します。 体験活動の推進や優れた教材の選定などにより、道徳教育を充実します。	教育研究所 子ども支援課

8 教職員のスキルアップを図ります。	学級経営、授業指導法等の勉強会を実施します。幼稚園・保育園と小学校の間、小学校と中学校の間で交流を図り、指導方法の共有及び工夫改善を図ります。 学校教育活動充実推進事業等の活用により、新たな取組の研究や課題を解決するために、研修視察の機会を増やします。	教育研究所 学校教育課
9 子どもの権利についての学習を充実します。	子どもの権利に関する授業を学校の教育計画に位置付け、継続して取り組みます。 「たじみ子どもの権利の日(11/20)」頃に子どもの権利に関する授業を実施します。 子どもの権利に関する授業の指導資料を実践しながら工夫改善します。	教育研究所 学校教育課 人権推進室 子ども支援課

* 1 学習・生活習慣向上プロジェクト(習慣向上プロジェクトたじみプラン)

小学校の授業で基礎的学習習熟時間を設け、「読み・書き・計算」等の反復学習によって学力の基礎・基本及び集中力を培うとともに、思考力・判断力・表現力の基礎づくりを目指す取組です。
また、基本的な生活習慣を身に付けるよう家庭に働きかけます。

* 2 スクール・チューター

教職員の指導を補助することにより、子どもの学習や教育活動を支援する人です。

* 3 笠原型コンテンツ・ベイスト

英語以外の教科の内容を素材とし、伝え合う内容を重視した英語活動です。平成15～20年度の間、笠原小中学校が文部科学省の研究開発学校として指定され、研究実践・開発された学習手法です。

<家庭の役割>

- 1 家庭での学習習慣を身に付けるよう努めます。
- 2 習慣向上プロジェクトたじみプランに参加し、子どもに早寝、早起き等の基本的な生活習慣を身に付けるよう努めます。
- 3 子どもに朝食を摂らせるとともに、その内容に配慮します。
- 4 読書活動を進めるため、家庭での読み聞かせや読書時間の確保に努めます。
- 5 子どもの権利について、家族で話し合う機会を設けるよう努めます。
- 6 学校行事やPTA行事に積極的に参加するとともに、学校・家庭・地域の情報共有に努めます。

<地域の役割>

- 1 授業づくりに参加するとともに、その輪を広げるよう働きかけます。
- 2 食育を推進するため、人材や場を提供します。

2 基本施策 『 教育環境づくり 』

<市・学校の取組>

施策	実施事業	推進課
1 子どもが互いに楽しく、安心して生活できる学校づくりに取り組みます。	<p>子ども一人ひとりが、自己充実感や成就感をもてる特別活動^{*1}を実践します。</p> <p>中学校の連合生徒会で、いじめを生まない学校づくりについて意見交換し、自発的・自治的な活動への意識を高めます。</p> <p>生徒指導主事会等でいじめへの効果的な取組を共有し、各校で実践します。</p> <p>いじめへのアンケートを継続的に実施し、早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>いじめ対応マニュアルを定期的に見直します。</p> <p>生徒指導主事、教育相談主任、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員等の連携による相談体制を強化します。</p> <p>全国・県の平均を上回る不登校の状況を分析し、対策を講じます。</p> <p>いじめや不登校の問題について、多治見市子どもの権利相談室等の関係機関との連携を強化します。</p>	教育相談室 人権推進室
2 30人程度学級編制を中学校で実施し、きめ細かな学習指導、生徒指導や教育相談ができるようにします。	<p>平成20年度に中学校第3学年の学級編制を30人程度とします。</p> <p>第3学年への導入成果と課題等を検証し、第2学年・第1学年への導入に向けて検討します。</p>	学校教育課 教育研究所
3 教育上特別の支援を必要とする障がいのある子どもへの対応を充実します。	<p>障がいのある子どもの状況を関係課で共有し、継続的なケアを充実します。</p> <p>キキョウスタッフ^{*2}を計画的に配置します。</p>	教育相談室 福祉課 子ども支援課 保健センター
4 健全なスポーツ活動を推進します。	<p>「ジュニア期のスポーツ活動」ガイドラインを活用するとともに、定期的に見直し、子どもの健全育成に取り組みます。</p> <p>スポーツ活動の指導者の指導力向上のための講習会を開催します。</p>	教育総務課 学校教育課
5 子どもの問題行動等の未然防止及び早期対応に努めます。	<p>子どもの問題行動等の未然防止や早期対応をするため、学校と教育委員会は、関係機関、地域等との連携を図ります。</p>	教育相談室
6 学校が抱える様々な問題の解決に向けた支援を充実します。	<p>学校が抱える様々な問題の解決に向け、教職員が毅然とした対応ができる体制を整備します。</p> <p>教職員が授業に集中できる環境を整えるために、専門的な対応がとれるサポート体制をつくります。</p> <p>学校（教職員）に対する相談業務を充実するため、教育相談室の体制を強化します。</p> <p>対応困難な事案に対する具体的な対応方法を理解し、対応能力を向上させる研修を実施します。</p> <p>給食費の滞納等学校の徴収金の課題解決を図りま</p>	学校教育課 教育総務課 教育相談室 人権推進室 子ども支援課 福祉課

	す。		
7	研究指定を見直します。	研究指定のあり方を見直し、報告等の簡略化等を図ります。	教育研究所
8	学校施設・備品の整備を充実します。	教育用パソコンを計画的に更新します。 教職員用パソコンを整備します。	教育総務課
9	危機管理体制を強化します。	災害対応マニュアルを策定し、訓練します。 子どもの事件等への対応マニュアルを策定し、定期的に見直します。 危機管理体制を強固にするため、学校・市教委・市企画部危機管理監との連携を強化します。	学校教育課 教育相談室 企画課
10	学校評価により学校の説明責任を果たします。	教育委員会事務の点検・評価 ³ につながる学校評価となるよう、標準的な評価手法を策定します。	教育研究所 教育総務課
11	少子化に対応した適切な学校規模について研究します。	子どもの学習・生活面、施設整備・経費面等から望ましい学校規模や学校区について研究します。	教育総務課 学校教育課
12	学校施設を有効活用します。	学校施設の地域開放を進めます。	教育総務課
13	外国人の子どもへの教育支援を研究します。	外国人の子どもに対する学校生活支援及び学習支援の方策を研究します。 日本語による会話が十分でない外国人の子どもに対し、学習支援員を配置します。 外国語を話すことができる支援員の人材バンクを整えます。	学校教育課

* 1 特別活動

教育課程における教科外活動のことをいい、具体的には学級活動、学校行事、児童会・生徒会活動のことです。

* 2 キキョウスタッフ

障がいのある子どもの生活介助や、学習支援をする職員です。

* 3 教育委員会事務の点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとなりました。

< 家庭の役割 >

- 1 子どもとの会話の機会を増やし、悩みや不安等子どもが発する危険信号を早期にかつ確実に把握します。
- 2 家庭での対応が困難な子どもの問題行動が現れた場合は、早期に学校や相談機関等と連携します。
- 3 障がいのある子どもや外国人の子どもに対する理解を高めます。
- 4 家庭においても、子どものスポーツ活動を支援します。
- 5 災害や事件が起きた時の対応について、あらかじめ家庭で話し合っておきます。

<地域の役割>

- 1 学校との連携を深め、地域での子どもの見守りに努めます。
- 2 良好な教育環境を整えるために、地域の人材をボランティアとして学校に関わるよう働きかけます。
- 3 障がいのある子どもや外国人の子どもに対する理解と支援に努めます。
- 4 子どものスポーツ活動を支援します。
- 5 学校の危機管理の支援に努めます。

3 基本施策 『 家庭の教育力の向上 』

<市・学校の取組>

施策	実施事業	推進課
1 基本的な生活習慣を身に付けるよう働きかけます。	基本的な生活習慣を身に付けることや、家庭で子どもが家族としての役割を果たすよう、PTAとともに促進します。	教育研究所 学校教育課 教育相談室
2 犯罪や事故から子どもを守るよう取り組みます。	犯罪や事故から子どもを守る約束づくりを家庭に働きかけます。	学校教育課 教育相談室
3 家族のコミュニケーションを深める機会をつくりまします。	家族が一緒になって行う活動を充実します。	教育総務課 教育研究所 人権推進室
4 食育を促進します。	食育指導計画により、食育についての家庭の理解を深めるよう取り組みます。 食育研究指定事業の研究成果を活かした取組を推進します。	教育研究所 教育総務課
5 教育や子育ての情報を積極的に発信します。	企業・団体、地域等へ積極的に訪問し、教育や子育ての講座を実施します。 「(仮称)多治見市教育おでかけセミナー」を開設します。	教育総務課 学校教育課 教育相談室 人権推進室 福祉課 子ども支援課 保健センター

<家庭の役割>

- 1 基本的な生活習慣を身に付けさせるために、「早寝・早起き・朝ごはん、家族そろって晩ごはん」の実施に努めます。
- 2 社会生活を送る上で持つべき最低限の礼儀作法を身に付けるように努めます。
- 3 「NOテレビ NOゲーム NOインターネット」の日を設定し、家族団らんの時間を確保します。
- 4 地域の行事等に家族で一緒に参加するよう努めます。

- 5 個食^{*1}や孤食^{*2}とならぬよう、家族で食事をします。
- 6 犯罪や事故に巻き込まれないよう子どもと話し合います。
- 7 携帯電話やインターネットから有害情報へアクセスしないなど、情報モラルを守るよう家族でルールをつくりまます。
- 8 教育や子育てについてのセミナー、講演会等への積極的な参加に努めます。

* 1 個食

家族がそれぞれ好みのもを食べたり、バラバラに食べたりするスタイル

* 2 孤食

家族と団らんすることなく、たった一人で食べる食事のスタイル

<地域への役割>

- 1 登下校時等のあいさつ等、子どもへの声かけに努めます。
- 2 地域においても、家庭の教育力を高める行事・催事の実施に努めます。
- 3 家族一緒に地域行事へ参加するよう働きかけます。
- 4 事業主は、従業員に対し教育や子育ての情報を収集する機会を設けるよう努めます。

4 基本施策 『 教育における協働 』

<市・学校の取組>

施策	実施事業	推進課
1 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を強化します	幼稚園・保育園・小学校・中学校による各中学校区の懇談会を充実します。 地域、学校等による各中学校区の道徳教育推進会議を充実します。	学校教育課
2 学校運営への参画や支援する仕組みをつくりまます。	市之倉小学校の学校運営協議会の運営状況を検証し、他校への協議会制度導入を検討します。 市之倉小学校学校運営協議会、滝呂校区本部等をモデルにした学校支援組織を立ち上げまます。	学校教育課 市民文化課
3 ボランティア活動を通じて、子どもが活躍できる場を設けまます。	子どもが、地域の行事等で積極的にボランティア活動をし、また運営主体の一員となるよう地域の組織に働きかけまます。 地域の行事等の運営に参画し、マナーや社会のルールを学べるよう働きかけまます。	学校教育課 市民文化課
4 子どもを認めることで心身ともに健全な子どもを育成します。	学校、地域等が子どもを認め、表彰する「子誉め条例（仮称）」を検討します。	教育総務課
5 みんなで子どもの安心安全を確保します。	子どもの安心安全の確保に協力していただいている方々と定期的に情報交換し、協力の継続・広がりには努めます。	教育相談室 市民文化課

6 事業者の協力を得て、職業体験学習や総合的な学習等を充実します。	職業体験学習、総合的な学習等をより充実するために、商工会議所・商工会、各種業界団体等の協力を得られるよう取り組みます。 事業者の協力を得た教育を推進します。	学校教育課 教育研究所
7 子ども施設との連携を図ります。	公民館、児童館・児童センター等の子ども施設の会議で、子どもを取り巻く課題について意見交換します。	教育相談室 市民文化課 子ども支援課

<家庭の役割>

- 1 子どもの安全確保を図ります。
- 2 幼稚園、保育園、学校、地域等の行事に積極的に参加します。
- 3 ボランティア活動に家族そろって参加するよう努めます。

<地域の役割>

- 1 学校評議員、学校運営協議会等により、学校運営に積極的に関わります。
- 2 地域では、子どもが自主的に活動できる機会を設けるとともに、活動を支援するよう努めます。
- 3 地域や事業者は、職場体験、総合的な学習等の教育活動の場を提供します。
- 4 子どもを見守る活動等子どもの安心安全な生活の確保に努めます。

本計画において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、小中学校で実施される事業においては、在籍する児童生徒をいいます。

計画の進め方

- 1 各実施事業について、計画前期5ヵ年度の実施計画書を作成し、毎年度ごとに進捗管理・評価します。
- 2 市民、有識者等を委員とする評価委員会（仮称）を設置し、本計画の進捗状況のチェック、外部評価等をしていただくとともに、事業内容について助言をいただきます。

「習慣」と「まちづくり意識」でつなぐ
 【多治見市型幼保小中一貫教育】

二習慣向上プロジェクトだじみプランニ

子どもの自立「子育て」を支える教育の推進

平成20年製版（平成20年5月1日）

多治見市教育委員会

生活習慣の向上

- PTAとともに推進
- ◆「早ね・早おき・朝ごはん、家族そろって晩ごはん」
 - ◆「NOテレビ NOゲーム NOインターネットの日」
 - ◆「親子で団らん、会話と読書」などの啓発

【家族の約束 十二か条】

- 1 学習・生活習慣の確立につくよう努めましょう。
- 2 「早ね・早おき・朝ごはん、家族そろって晩ごはん」に取組みましょう。
- 3 読書に取組みましょう。
- 4 子どもの権利について、話し合ってみましょう。
- 5 学校行事やPTA行事に積極的に参加しましょう。
- 6 子どもが発する危険信号に早く気づきましょう。
- 7 別居の困難なことはすばやく相談機関に連絡しましょう。
- 8 「NOテレビ NOゲーム」の日をつくり、家族団らんに努めましょう。
- 9 子どもが個食や皿食にならないようにしましょう。
- 10 犯罪や事故に巻き込まれないよう、子どもと話し合みましょう。
- 11 携帯電話やインターネットなどの、利用上のルールをつくりましょう。
- 12 授業参観や子育てセミナー、講座などへ積極的に参加しましょう。

学習習慣の向上

脳の働きを活かし、集中力の向上、思考力・理解力の向上

- 《中学校》
- 漢字力・計算力の向上
 - 英単語等、基礎的知識の定着

◎「読み・書き・計算」等
 基礎的知識の反復学習

【モジュール学習】

「スピード・リズム・タイミング」を大切に
 し、10分程度をコアとした基礎的知識の反復学習

（例）百ます計算、音読、群読、暗唱
 視写、読写、筆順指導 など

《幼児推園・保育園》
 ○鉛筆の正しい持ち方
 ○遊びの中での百ます形書き
 ○ことば遊び など

まちづくり意識の向上

- ◆多治見市を知る学習の推進
 - 社会科・理科・総合的な学習の時間等への位置付け
 - 「わたしたちの多治見市」（小学校社会科福寿本）の改訂
 - ※「多治見の文化財」ジュニア版の編集

- ◆ボランティアや地域活動の推進
 - ボランティア活動の充実（学校や公民館を単位として）
 - だじみロード・サポーターへの参加（小・中学生）
 - 一人暮らしのお年寄りへの家具転倒防止金具取り付け手伝い（中学生）



